

1 業務環境

(1) 茨城県の景気動向

最近の茨城県内の経済情勢を見ると、個人消費は品目により好不調がばらついているものの、県内景気は、輸出を起点とする製造業部門の改善を主因に緩やかな回復基調にあります。

今後は、雇用・所得環境の改善等を背景に、製造業部門の回復が非製造業部門にも波及し、景気回復が一段と広範化していくことが期待されます。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

財務省水戸財務事務所発表（平成31年3月12日）の平成31年1～3月期の県内法人企業景気予測調査によると、県内の中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の景況判断指数BSI（※）は、前期（平成30年10～12月）に比べ2.8ポイント減のマイナス5.9と下降超の幅が拡大しています。

今後の下振れリスクとして、米国と中国との間の貿易摩擦問題、中国国内の経済成長の鈍化等による海外要因に加え、国内要因として、人手不足の深刻化や消費増税による影響などが懸念されており、また、経営者の高齢化に伴う事業承継などの課題にも直面していることから、中小企業者の経営環境は、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

（※）「景況判断指数BSI」：四半期毎の法人企業景気予測調査における景気などの判断調査項目で、“上昇”と回答した企業の構成比から“下降”と回答した企業の構成比を差し引いて算出される指数。

2 業務運営方針

当協会は、国や地方公共団体の施策に呼応し、中小企業金融の円滑化のため、関係機関と連携しながら、中小企業者に寄り添った保証と経営支援の強化をより一層推進します。

こうした中、平成30年4月に改正信用保証協会法が施行され、平成31年12月には当協会創立70周年という節目の年を迎えることから、協会業務を取り巻く環境の変化に的確に対応し、これまで以上に中小企業者の事業の発展を支える幅広い役割を果たしていくことで、地域経済の活性化に寄与しながら、地方創生に貢献していきます。

また、経営基盤の強化と組織の効率化を進めながら、自らの改革によって信頼性の高い組織体制の構築に努めていくこととします。

以上のことから、以下のとおり重点課題に取り組んでまいります。

(1) 政策的保証制度と地方公共団体融資制度の推進

- ①中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たすため、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により著しい信用収縮が生じた際には、災害関連保証や危機関連保証等を活用することにより中小企業者の資金調達を積極的に支援します。また、経営環境の悪化等により資金繰りに支障を来している先に対しては、約定返済の負担軽減に繋がる借換保証や条件変更などを適切に行うことにより、資金繰りの円滑化を支援します。
- ②事業が軌道に乗るまで資金調達を行いきにくい創業者や、環境の変化などによる影響を受けやすい小規模事業者に対しては、創業関係保証や小口零細企業保証などを活用しながら、企業の成長や持続的発展を支え、地域の活性化を図っていきます。
- ③低金利で保証料補助等がある県の融資制度や市町村金融制度は、中小企業者の資金調達コストの軽減が図れることから、積極的に活用し、事業の発展や生産性向上への取り組みに繋げていきます。また、併せて、創業者や新しい分野への進出、設備投資を対象にした融資制度については、当協会においても保証料の割引を実施し、より使い易い制度として利用の促進を図っていきます。
- ④平成31年12月に当協会が創立70周年を迎えることから、これを契機に、中小企業者や金融機関のニーズに沿ったサービスの提供と社会貢献・地域還元に向けた新しい保証制度を創設します。

(2) 中小企業者の実情に応じた適正保証の推進と利便性の向上

- ①現地調査を積極的に行い中小企業者のニーズを的確に把握するとともに、財務内容だけでなく、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価についても取り組み、適正保証の推進に努めます。

②各種課題に取り組む中小企業者の資金需要に柔軟に対応するため、県や市町村、金融機関と意見交換や協議を行い、商工業と農業を兼業している中小企業者への事業資金に対する県の融資制度の創設（※）や、既存の融資制度の拡充等について見直しを行うなど、利便性の向上を図ります。

また、創業や中小企業者の経営改善などを目的とした地域ファンドに対しては、必要に応じて新たな出資を行い、地方創生に一層の貢献を果たしていきます。

（※）対象資金の例：農機具製造業者がトマトの栽培・販売を行う際のハウス設備の建設資金。菓子製造業者がイチゴ栽培をする際の苗の仕入資金や栽培の研究・商品開発費など。

（3）金融機関との連携強化

①中小企業者の経営改善や生産性向上に資する取組みを一体となって後押しできる連携体制を強化するため、金融機関本部・営業店との階層別情報交換会や意見交換会を実施し、中小企業支援についての共通認識を深めていきます。

②金融機関の融資に際しては、中小企業者の実態に応じて、プロパー融資（信用保証なしの融資）と信用保証付き融資の適切な役割分担を行っていくという観点から、パートナーシップ保証制度等の協調融資を推進するとともに、融資後の期中管理・経営支援が十分に実施されるよう連携して進めていきます。

③経営者保証を不要とする融資の取り扱いについては、個別の中小企業者に対する支援方針などを金融機関と協議しながら、「経営者保証に関するガイドライン」（※）の適切な運用を図っていきます。

（※）「経営者保証に関するガイドライン」：平成26年2月から適用された「経営者保証」に依存しない保証契約のあり方などを示した準則。

（4）中小企業支援機関との連携強化

①事業承継に課題を抱える先に対して経営相談グループによる訪問を行い、茨城県事業引継ぎ支援センターと連携し「経営支援強化促進補助事業」（以下、「経営支援事業」という。）を活用した外部専門家派遣等により、企業の将来に対する相談に応じるとともに、円滑な事業承継を金融面からも支援します。

また、「茨城県中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、中小企業者のライフステージに応じた支援について参加機関と情報共有を図り、連携体制の強化に努めます。

②茨城県中小企業振興公社（以下、「振興公社」という。）との連携をさらに強化するとともに、振興公社と当協会が入居する茨城県産業会館内における他の中小企業支援機関とも定期的に連絡会議（会議の名称は「産業会館産業支援団体連

絡会議)を行いながら、連携事業にも取り組んでいきます。

- ③金融機関とビジネスフェアやビジネスマッチングを共催し、中小企業者のビジネスチャンスを創出するほか、他の関係機関が主催するビジネスフェアなどの中小企業支援事業にも積極的に協力し、販路開拓や事業の拡大などを後押しします。また、他県の信用保証協会等と意見交換を行いながら、広域的な連携も検討していきます。

(5) 創業支援の充実

- ①創業予定者や業歴1年程度の創業者に対して、創業支援課により、外部専門家などを活用しながら、創業予定者へのアドバイスから創業後のフォローアップまで包括的な支援を行います。特に、事業のスタートアップ時のサポートについては、一層積極的に取り組んでいきます。
- ②県、市町村、関係機関が主催するセミナーや相談会に当協会職員を派遣するなど、ネットワーク体制による創業支援を強化するとともに、本年度も「経営支援事業」を活用して、創業セミナーの開催や創業計画の策定支援等を行います。

(6) 経営改善支援・再生支援の取り組み強化

- ①返済緩和などの条件変更を繰り返している先を中心に、経営相談グループによる経営改善支援を継続して実施していきます。また、当協会と振興公社の連携による外部専門家ネットワークを活用し、ニーズに応じた専門家を派遣するなど、中小企業者の経営管理の向上を支援するとともに、専門家派遣を組み合わせたエキスパートサポート保証等を活用しながら、経営改善支援に取り組みます。
- ②企業の資金繰り悪化を早期に把握し、専任者によるきめ細かな期中支援を行うほか、延滞の拡大が懸念される先については、条件変更や借換保証等を行うことにより、資金繰りの改善を促します。
- ③認定支援機関（国が認定する金融機関、外部専門家等の支援機関）と連携し、経営改善計画書の策定について、国の「経営改善計画策定支援事業」を活用して支援するとともに、同事業における中小企業者の費用負担部分への当協会の一部費用補助を継続実施します。
- また、複数の金融機関と取引のある中小企業者への支援方針の調整に際して、保証協会が事務局となる経営サポート会議を活用し、金融機関の迅速な方針決定を促していきます。
- さらに、経営改善サポート保証等による金融支援についても積極的に対応していきます。
- ④抜本的な再生支援を必要とする先については、茨城県中小企業再生支援協議会等の各種再生スキームを活用した最適な再生計画の策定と、計画内容の実現について、協会として積極的に役割を果たしていきます。

- ⑤中小企業者からの経営相談や、金融機関の紹介を含めた金融相談に対応するため、中小企業診断士の資格を有する職員などによる経営相談窓口の充実を図ります。

(7) コンプライアンス態勢の強化

- ①「コンプライアンスとは、法令遵守だけではなく社会の要求・期待を満たすものである」という考えを基本に、外部研修を積極かつ継続的に行い、職員のコンプライアンスに対する意識向上を図ります。加えて、外部研修で得た知識・ノウハウや既往の規程・マニュアルについて課別研修を反復継続して行い、職員への周知を図ります。
- 適正な個人情報管理に努めるため、事務室及び書庫内個人データの持ち出しや保守管理を徹底するとともに、個人データに関する点検及び点検結果の監査を定期的（年2回）に行います。
- さらには、指導検査室による内部監査を全課に対して実施し適正な業務運営に努めます。

(8) 危機管理態勢の充実

- ①緊急時に対応するための「事業継続計画」について、信用保証協会を取り巻く環境変化や内部の人事異動時期に合わせて見直し・改訂を行うとともに、当該計画について職員への周知徹底を行います。
- また、「事業継続計画」の実効性を高めるために、安否確認システム（緊急連絡網等）を活用しながら、被災時に備えた訓練を継続的に行います。

(9) 広報活動の充実

- ①当協会が創立70周年を迎えることから、イメージキャラクターや70周年記念ロゴを積極的に活用しながら、これまで以上に新聞広告やSNS等の各種媒体を活用して信用保証協会の情報発信を一層強化していきます。また、「いきいき茨城ゆめ国体2019」「いきいき茨城ゆめ大会2019」のオフィシャルサポーターとして協賛するなど、地域活性化のための事業にも積極的に協力することで社会的役割を果たしていきます。
- ②中小企業者向け情報誌を発行し、創立70周年記念制度等の各種保証制度や協会の経営支援事業等を紹介するとともに、経営に役立つ講演会を開催することにより、中小企業者の経営力強化を支援します。県ホームページ掲載の「中小企業支援施策活用ガイドブック」を製本し、金融機関や商工団体等に提供することで、中小企業者が必要な施策を利用できるよう協力します。

3 事業計画

平成31年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,950億円	108.3%
保証債務残高	4,250億円	98.8%
代位弁済	80億円	100.0%
回収	21億円	84.0%